

情報通信審議会 2020-ICT 基盤政策特別部会  
基本政策委員会（第11回） 議事録

1 日 時

平成26年7月10日(木) 午前10時00分～11時40分

2 場 所

総務省8階 第1特別会議室

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

山内 弘隆（主査）、大谷 和子、酒井 善則、菅谷 実、砂田 薫、関口 博正、  
辻 正次、東海 幹夫、長田 三紀、平野 祐子、舟田 正之、三友 仁志  
（以上12名）

(2) 総務省

吉良 裕臣（総合通信基盤局長）、安藤 友裕（電気通信事業部長）、  
菊池 昌克（総務課長）、吉田 博史（事業政策課長）、  
竹村 晃一（料金サービス課長）、河内 達哉（データ通信課長）、  
杉野 勲（電気通信技術システム課長）、宮地 俊明（高度通信網振興課長）、  
玉田 康人（消費者行政課長）、竹内 芳明（電波政策課長）、  
布施田 英生（移動通信課長）、柴崎 哲也（事業政策課企画官）、  
柴山 佳徳（事業政策課調査官）、片桐 義博（料金サービス課企画官）、  
松田 和男（高度通信網振興課推進官）、松井 正幸（電気通信利用者情報政策室長）、  
石谷 寧希（事業政策課課長補佐）、廣瀬 照隆（料金サービス課課長補佐）、  
植松 利紗（料金サービス課課長補佐）、金坂 哲哉（データ通信課課長補佐）  
篠崎 智洋（高度通信網振興課課超補佐）

4 議 題

- (1) 2020年代に向けた条件不利地域における基盤の整備・維持の在り方
- (2) 訪日外国人にとっても利用しやすい ICT 基盤の実現
- (3) その他

## 開 会

(山内主査) おはようございます。本日、皆さん、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から、情報通信審議会 2020-ICT 基盤政策特別部会基本政策委員会第 11 回を開催いたします。

早速でございますけれども、議事に入りたいと思います。本日の議題ですが、まず 1 つ目が「2020 年代に向けた条件不利地域における基盤の整備・維持の在り方」、及び「訪日外国人にとっても利用しやすい ICT 基盤の実現」、この 2 つでございます。

それでは「2020 年代に向けた条件不利地域における基盤の整備・維持の在り方」について、事務局から御説明願いたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局) それでは、冒頭のカメラ撮り、ここまでとなりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料 11-1。条件不利地域における基盤の整備、そして維持の在り方について御説明いたします。

まず 1 ページ目でございますが、当委員会の検討の全体像でございます。ポイント (6) 「利用機会が確保されるべき ICT 基盤の在り方」について御議論いただければと思っております。

2 ページ目でございますが「本論点における検討対象」という図でございます。縦軸が整備率、そして横に固定電話、携帯電話等の使い道が書いてございます。固定電話におきましては、整備率は 100%、他方で携帯電話につきましては 99.97%、残り 3.9 万人というエリア外人口がございます。固定系ブロードバンド、光、ADSL、CATV でございますが、約 6 万 5,000 万世帯、整備率は 99.9%。固定系超高速ブロードバンド、光、下り 30Mbps 以上の CATV 等でございますが、74.4 万世帯で 98.7% の整備率となつてございまして、この未整備エリアの整備の在り方、そして維持の在り方が本日の論点になってございます。

3 ページ目、4 ページ目が目次になっておりまして 23 ページ目までが現状のデータ、そしてこれまでの取組について御説明をさせていただきます。

まず 5 ページ目でございます。イメージ図でございますが、ICT 基盤というのは、これからも社会経済活動におきまして大変重要な役割を占めるものです。製造業、物流業等の各産業、そして医療、教育、地域活性化等到大変必要な基盤となるという図示でございます。

特に 6 ページ目でございますが、具体的な例を 2 つ掲げさせていただいてございます。ネット選挙、そしてマイ・ポータル、電子政府でございます。平成 25 年 4 月の公職選挙法の改正によりまして、同年 7 月の参院選におきましてインターネット選挙が解禁されました。民主主義の根幹でございます選挙におきましてネットの利用ができるようになったということでございます。また右側の図でございますが、いわゆる電子政府、マイ・ポータル。マイナンバーと言いますが、2016 年 1 月から番号の付与がございます。あるいは 2017 年 1 月から、マイ・ポータルと言いますが、自宅にいながらタブレットや PC 等におきまして年金の記録や、いわゆる電子申告ができるということでございまして、利用手続においても、ネットの利用ができるようになるという状況でございます。

7 ページ目でございますが、その利用における契約者数の推移でございます。携帯電話におきましては 1 人 1 台以上、1 億 4,400 万。固定ブロードバンドにおきましては 3,500 万という普及状況

になってございます。他方で固定電話におきましては、右肩下がりというような図となっております。

8 ページ目左側の図が、いわゆる世帯の普及率、どのように世帯に普及しているかという図でございます。直近が 25 年度で、携帯電話が一番多く、世帯の普及率 94.8% となっております。固定電話の普及率は右肩下がりとなっております。固定系超高速におきましては 53.9% ということで、半数以上の世帯で使われています。

右の図が、いわゆる年齢別のデジタルデバイドというものでございますが、特徴的なのは、まず 20 代でございます。携帯電話の普及率が 99.8% と、ほぼ皆さん持っているということですが、固定電話は 26.6% と、4 人に 3 人は固定電話を持っていないということです。他方、70 代、80 代におきまして、それが逆転いたしまして、固定電話の保有率が携帯電話の保有率を超えています。

続きまして 9 ページ目が、提供側の図でございます。どれほど整備が行われているかでございますが、右側の音声通話について、携帯電話におきましては、人口整備率が 99.97% までできました。エリア外人口が 3.9 万人。ブロードバンドにおきましては約 100%、残り 2,000 世帯。超高速ブロードバンドにおきましては、99.9% までできました。未整備エリア 5 万世帯という状況でございます。

10 ページ目が、その未整備エリアにつきましてのイメージ図でございます。左側がある町をイメージしたものでございますが、役場を中心に電車あるいは国道が流れております。その周辺部は、いわゆる超高速のブロードバンド。移動系、固定系を含む超高速ブロードバンドが整備されてございますが、いわゆる町の周辺部、山間等では 3.5G と、超高速ブロードバンドは整備されていないという状況でございます。

また、右側、離島の図でございます。我が国は離島が多いですが、大変距離が長いということがございます。超高速ブロードバンドを提供するには、いわゆる海底光ファイバーが必要となります。ただそのコストが膨大ということで、なかなかその整備が進まないということがございます。

11 ページ目、未整備エリアをもう少し分解した図でございますが、まず①の携帯電話。エリア外人口 3.9 万人でございますが、3,240 の集落となっております。その集落の規模というのは右の図ですが、10 人以下の集落がほとんどで、投資の回収が困難というような状況がございます。また、固定系ブロードバンドにおきましても整備率が 99.9%、未整備世帯は 6 万 5,000 となっておりますが、右の委員限りの資料では、提供者側の局の施設が、まだまだ整備が終わっていないという状況が分かるかと思えます。

次に 12 ページ目、大変重要なデータでございますが、我が国の人口の状況でございます。総人口は右肩下がりでも今後もこの状況は続いていきます。また、現在第 3 人口移動期と言われておりますように、地方から都市部に多くが流入している状況です。これら総人口の減少、そして都市部への流入等に伴いまして、右の図でございますが、いわゆる田舎、地方圏におきましては、大きく人口の減少が進む見通しとなっております。これらの人口状況を踏まえまして、今度の基盤整備をどう考えるかということでございます。

13 ページ目以降は、これまでの取組を御説明させていただきます。23 ページ目まででございます。

まず 14 ページ目。これまでの整備・維持に対する考え方でございます。まず固定電話については、制度に基づきまして、法律等々により全国あまねく提供を保障しました。他方、携帯電話、固定系ブロードバンドにつきましては、各種の閣議決定等において、条件不利地域への提供について、地

域の特性を踏まえつつ整備するというような位置づけとなっております。

15 ページ目が固定電話の状況でございます。メタル回線の設備のシェアはNTTのほぼ独占でございます。加入電話の契約者数も大きく右肩下がりになってございまして、収支の状況を右に書いてございますが、NTT東西合わせて約1,000億円の赤字になってございます。そのために平成13年度にユニバーサルサービス基金を整備いたしまして、19年から稼働したということでございます。

16 ページ目が、いわゆるユニバーサルサービス基金の概要となります。下線部でございますが、従来はNTTの内部相互補助により固定電話を維持するものでございましたが、NTT東西のコスト負担だけでは維持することが困難ということで、平成13年に基金を制度化いたしまして19年から稼働してございます。NTT東西が適格電気通信事業者指定され、加入電話、基本料金部分、第一種公衆電話、そして緊急通報が補填の対象になっており、直近では69億円が補填されました。

17 ページ目が、固定電話の課題でございまして、先ほどから申し上げているとおり、契約者数が年10%の割合で減少している状況です。当然のことながら収支も継続して赤字であるという課題を記載してございます。

続きまして18ページ目は携帯電話の取組状況でございます。固定電話と違いまして、携帯電話におきましては、いわゆる競争原理の中で整備が進められているという原則でございます。結果99.97%の整備が行われまして、3.9万人のみがエリア外人口となっております。サービスシェアも寡占状態になってございまして、高い収益率、高い営業収益を上げている状況でございます。他方、総務省といたしましても、平成3年から、名称の変遷はございますが、国庫補助金により、条件不利地域の整備について支援を開始しているところでございます。

19 ページ目は、そのいわゆる補助金の概要となります。毎年数十億円の規模で、基地局あるいは伝送路の整備に対して補填をしている状況でございます。

20 ページ目が、固定系ブロードバンドの整備の状況と取組でございます。ちょっと字が小さくて恐縮ですが左の図、各都道府県のシェアの状況でございます。特に西日本エリアにおきましては競争が激しく行われており、滋賀・奈良におきましては、NTT西のシェアが50%を切っているという状況ですが、右の図にございますように、マクロで見ますと、FTTHの契約者数のシェアは、NTT東西が71.2%と大きなシェアを占めております。その収支状況を見ましても、25年度にようやく西においては単年度黒字になったというような状況にございます。総務省といたしましても、平成16年度から国庫補助金を用意いたしまして、条件不利地域の整備を行っているというような状況でございます。

21 ページ目が、その補助金の概要で、このような規模の額で行っているという内容でございます。

22 ページ目は、課題のおさらいでございます。まず携帯電話におきましては、整備率は99.97%まで進みまして、3.9万人がエリア外人口ということですが、その3.9万人を整備するにあたってのコストの試算はなかなか困難だということでございます。また固定系ブロードバンドの基盤の整備率につきましても、ほぼ100%になってございますが、残りの部分の試算は困難ということでございます。

なお、次のページ、あくまでこれはご参考でございますが、仮にそれぞれ携帯電話、固定系ブロードバンド、それから固定系超高速ブロードバンドの整備を100%するという場合における粗い試算でございます。携帯電話におきましては、1,000億円を下回らない額になるだろう。固定系ブロー

ドバンドにおきましては 195 億円を下回らない額になるだろう。固定系超高速ブロードバンドにおきましては、先ほど離島の例を示しましたが数千億円の規模が必要だというような推計でございます。

このようなデータあるいは状況を踏まえまして、24 ページ以降が論点の提示でございます。

26 ページ目、個別の論点でございます。太字で書かれてございますが、「固定電話・携帯電話・固定系ブロードバンドの基盤の条件不利地域における整備・維持について、国の関与の在り方をどう考え、どのような政策手段によって進めるべきか」ということでございます。4 つ論点を掲げてございます。

1 つ目の矢印。基盤維持の方向性につきまして、社会経済活動の位置づけ、今後の人口動態、地域の動向等を勘案しますと、どのように考えられるか。2 つ目の矢印、国の関与の在り方について、整備の状況、コスト、競争の状況、収益の状況等を勘案いたしましてどうあるべきか。3 つ目の矢印でございますが、携帯電話が固定電話あるいは固定系ブロードバンド機能を代替する可能性を有することについて、どのように取り扱って政策を進めるべきか。④でございますが、国の関与の在り方を踏まえまして、ユニバーサルサービス基金はどのようにあるべきか、という問題提起を 4 つ掲げさせていただいております。

なお、27 ページ以降は、その論点についての補足となります。まず 27 ページ目でございますが、4 つのマトリックスで書いてございます。ロケーションとして、固定あるいは移動するもの。それからアプリケーションとして、電話、ブロードバンドでございます。現在固定電話がユニバーサルサービスになってございます。他方で右に書いてございましており、それぞれの用途に応じてこれからはますます ICT 基盤の必要性は増してくるだろうと思っております。

28 ページ目でございます。今まで申し上げたものの、いわゆる整理学となりますが、固定電話・携帯電話・固定系ブロードバンド等の状況が、それぞれ異なるというのを表にしたものでございます。整備・維持の状況、コストの状況、競争の状況、収支の状況、あるいは固定・携帯でも特徴がございますので、それぞれ異なるというものでございます。これらの状況を踏まえまして、どのような政策手法をとるかというのが下に書いてございますが、まず制度によって法律によって保障するのが適当か、あるいは補助金等を活用して整備するのが適当かという問題意識でございます。

それを具体化したものが次の 29 ページ目、まず現状でございます。国が制度により保障しているものとしましては、法律に基づいたユニバーサルサービス基金がございます。この基金のポイントは、維持に特化したものでございまして、整備に充てることが今までできなかったということでございます。右がいわゆる補助金あるいは交付金ですが、一部、維持もございまして、基本は整備に充てるものでございます。将来の可能性といたしましては、このユニバーサルサービス基金を拡充するのか、補助金を更に拡充するのか、あるいは別途、例えば周波数政策と連携した政策その他について検討するという方向性もございます。

ご参考までに 30 ページでございますが、諸外国のユニバーサルサービスの対象範囲をまとめたものでございます。対象は米国、EU、英国、フランス、イタリア、オーストラリア、韓国でございますが、いずれも携帯電話をユニバーサルサービスに位置づけている国はございません。一部 EU の中の一番下の表にございますが、フィンランドにおきましては、ブロードバンドをユニバーサルサービスとして位置づけているというようなものがございます。

その概要が 31 ページ目でございます。フィンランドの概要でございますが、いわゆる政治主導で行われたと聞いておりますが、2009 年 10 月に、世界で初めてブロードバンドをユニバーサルサービスに含めたということでございまして、下りで 1M。これは固定か無線かを問わないということでございますが、これは顧客の要請があった場合のみ提供することが義務づけられているということと、やはり相当料金が低いというような状況が、右側の事業者ヒアリングの中に書かれてございます。

32 ページ目でございます。これも御参考のデータでございますが、ユニバーサルサービスというのは一定の安定性が求められます。固定電話・携帯電話、やはり安定性に違いがございます。あるいは固定系ブロードバンド、携帯電話のデータ通信においても、やはり特徴がございますので、それをどう考えるかということでございます。

また、33 ページ目でございますが、ユニバーサルサービスであれば誰にでも利用可能な料金であることが求められます。固定電話の基本料金を見ていただくと 1,400 円、携帯電話はだいぶ安くりましたが 2,200 円。固定系ブロードバンド、あるいは携帯電話のデータ通信も基本料金は高いということで、このような利用可能料金についてどう考えるのかという問題提起でございます。

最後になりますが、34 ページ目でございます。先ほど御説明いたしましたユニバーサルサービス基金が真ん中でございます。仮に携帯電話とかあるいは固定系ブロードバンドにユニバーサルサービスを広げますと、右の図でございますが、速度をどうするかとか、事業者をどう選定するか、選定方法をどうするか、コストをどう補填し、どう精算するか。どのような事業者にどのような負担で求めるか、あるいはどのような規制が望ましいか、等々の論点があるというような問題提起でございます。

35 ページから 39 ページまでが、今までヒアリングをさせていただいた各事業者様の意見をまとめたものでございます。説明、以上でございます。

(山内主査) どうもありがとうございました。続いて、本件に関係しまして、三友委員から資料を御提出いただいております。ディスカッションに入る前に、三友委員から御説明をお願いしたいと思います。それでは三友先生、よろしく願いいたします。

(三友委員) お手元の資料の中で、別紙と別添とあります資料を御覧いただきたいと思います。本日の御説明は別紙の方で進めさせていただきますが、別添は、その元になっている論文でございますので、適宜御参考になさっていただければと思います。

本日お話し申し上げますのは、条件不利地域における情報通信基盤の維持に関する考察ということで、ユニバーサルサービス、特にブロードバンドのユニバーサルサービス化について、1つの実行可能な枠組みを提案するものであります。

この内容は、6月末に開催されました情報通信学会で発表したものでございます。本日はこの別紙の 14 ページまでを用いまして、簡単にアウトラインを説明させていただきたいと思います。なお、内容については私個人の考えを示したものでありまして、私と関連しますいかなる組織、団体、会議体等とは関係がないことを、あらかじめお断りさせていただきたいと思います。

1 ページめくっていただきまして、今回の御提案の目的ですけれども、条件不利地域をめぐりまして様々な課題があるわけですが、特にその情報通信の諸課題を解決する、あるいは低減することを目的に、利用者の負担によらない新しい枠組みを提案するものでございます。

次に、3 ページに移っていただきまして、条件不利地域の通信をめぐりましては、いろいろな問

題がございます。もちろんユニバーサルサービスは中心的な課題でありますけれども、その他に技術的な変化として、アナログ電話が終了すること、あるいはブロードバンド、特に光の普及が著しいことがあります。ただし、それを維持するために IRU 等の枠組みが用いられている地域がある。同時に、モバイルに関しましては、現在技術的に高度化が進んでおりますが、まだ不感地域が残っている。更に、2.5GHz の地域 BWA バンドがございます、この非常に重要なバンドが我が国では活用されていないという問題がございます。

4 ページにそれらの問題を俯瞰的に見た図がございます、ユニバーサルサービスあるいはユニバーサルサービス基金を中心にして、これらの問題はそれぞれ独立ではなくて、相互に関連しております。細かいところまでは御説明申し上げませんが、単独で解決するのではなくて、これらを一体的に考えていく必要があるということです。

5 ページに移りまして、今申し上げましたように、これらの問題を解決するためには、一体的な対策が必要です。そのために新しくユニバーサルサービス制度を構築する必要があるだろうと考えております。そのときの1つの方向性としては、従来のアナログからブロードバンド、データ通信へのマイグレーションを促進するものでなければならないと思います。

次の6ページに進みます。その際に考慮すべき条件ですが、まず一番大事なのは、条件不利地域における通信の利用可能性の確保ということになります。同時に、ブロードバンド利用の促進、これは裏返せば、アナログ技術からのマイグレーションということになります。3番目に、現在はユニバに関しては技術中立性が保たれておりませんが、やはり技術中立性を確保すべきであろうと思います。状況に応じて、適切な技術を採用して提供することが許されるべきだということです。4番目に利用者の負担軽減。現在、ユニバーサルサービス基金の負担金は全額利用者に転嫁されていますが、これは非常に抵抗が大きいところであります。この金額を大きくすることはなかなか難しいところでございますので、利用者の負担をできる限り低減する、あるいはなくすという方向に進むべきである。それから5番目に、新しいユニバーサルサービスが提供される場合には、税によらない方法で費用の支弁されなければならない。従来的にはユニバーサルサービス基金からの支出ということでしたが、同様に、税によらない方法を考える必要があると思います。最後に、貴重な電波資源である2.5GHz 地域 BWA バンドを有効活用する必要があるということです。

これらの問題・条件を解決するために何に注目するかですが、私はこの2.5GHz の地域 BWA バンドの目的と、その経済価値に注目をいたしました。この周波数帯は、地域の福祉向上に使用することが定められております。ここの基本政策委員会と並行して走っております電波政策ビジョン懇談会でも、この点については確認がなされたところであります。ただしこの周波数帯は非常に価値が高くなっておりまして、特に TD-LTE 互換技術により、上下と同期を取れば20MHz 幅がフルで利用可能です。この周波数帯はバンド38に含まれておりまして、新しいスマートフォン、iPhone 6 がそれに対応していると言われておりますが、スマートフォンにおいて LTE サービスの提供が可能となりましたので、この周波数帯の価値は非常に高いものになりました。

そこで、次の8ページに移りまして、提案でございますが、2.5GHz の BWA バンドをユニバーサルサービスバンドと定義をいたしまして、その経済的価値を条件不利地域におけるブロードバンド・ユニバーサルサービス提供の原資とするという提案でございます。2.5GHz そのものをユニバとして使うという意味ではなくて、そのバンドが持っている経済的価値をユニバーサルサービスのために

活用するという事です。そのためにまず2.5GHzは、今は市町村ごとに割当てがなされていますが、然るべき期間を置いて全国事業者にも参入を認めて、新規に割当てをすることになります。そして、割当てを受けた事業者は、自分が割当てを受けたエリアについて、これは全国一体かもしれませんが、ブロードバンド・ユニバーサルサービスの提供に責任を持つことになります。地域に必要とされるブロードバンドの基準は別途定めなければいけませんが、その基準に従ってネットワークの整備・維持にあたるというものです。

9ページに移りまして、基本的な方針ですけれども、然るべき期間の後に、既存のBWA事業者を残しまして、残りのエリアについては全国事業者に割り当てることを考えるというものです。割当ての単位というのは、これはまた検討ですが、全国一体、あるいは、地域ブロック程度の割当てにすることです。新規に割当てを受ける事業者は、当該エリアのブロードバンド・ユニバーサルサービスに責任を持ちますが、必ずしも自らがユニバーサルサービスそのものを提供する必要はありません。また、先ほど申し上げましたとおり、2.5GHzを用いてユニバを提供する必要もありません。既存事業者が地域内にいる場合には調整を図らなければいけませんが、1つの考え方としては、既存の地域事業者をMNOとし、全国事業者をMVNOとするという方法がございませぬ。

そのための政策対応ですが、10ページに移ります。既存のアナログ電話における現行のユニバーサルサービス制度であります。当面はこの制度が継続されることとなりますけれども、期限を定めて廃止するか、逐次新しい制度に移行していくべきと考えます。私が提案いたしております制度と、現行のユニバーサルサービス基金制度は、併存しても問題はございませぬので、次第に新しい制度に移行していけばよいと考えます。

新たな制度のもとでは、ブロードバンドによってサービスが提供されるものと考えます。ただし、実際の具体的なサービスとして何を提供するかというのは、検討課題ではありますけれども、音声通話が基礎的なサービスであると考えられます。

ユニバーサルサービスの提供は技術中立的であることを担保いたします。通話自体が基礎的なサービスと考えるならば、ある程度の品質を保った上で、有線、無線、様々な技術がございませぬが、いずれの技術で提供してもよいと考えます。

どの地域を補填の対象とするかについては、また別途考えるということになります。

現行、IRUによって光ブロードバンドが提供されておりますが、かなりの赤字が見込まれているところも多いので、その赤字を補填するスキームを含めることも考慮すべきと考えます。

更に、政策対応の続きといたしまして11ページ、ではそれをどう割当てるかということですが、割当てを受ける地域、あるいは、これは全国かもしれませんが、そのユニバーサルブロードバンドサービス提供への貢献というものを条件に申請を受け付ける。これは過去にありました900MHz帯の競願時審査基準の際の立ち退きの費用負担に近いものがあると考えます。

ユニバーサルサービスの提供の貢献には、自ら提供するばかりではなくて、基金に拠出する方法もございませぬ。支払うか自ら提供するかの選択ができる。それから、アウトソース、自分はやらなけれども他事業者に提供を委託するという方法が考えられます。どれを条件とするかについては今後の検討事項であると考えます。

ただし、地域ブロックで割った場合には、地域ごとにユニバの条件が異なると混乱のもとになりますので、恐らくはその場合には基金制度によって統一的な枠組みというものが必要になってくる



だろうと思います。

地域通信への貢献を含めた比較審査を行いまして、最も優れた案を提供した、提示した事業者に周波数を割り当てるわけですが、これは、もともと地域のためのバンドを全国に使用することの機会費用を、全国事業者に適切に負担していただくと考えればよろしいかと思えます。

12 ページですが、もちろんメリット・デメリットがございます。メリットとしましてはユニバを確保できること。ユニバーサルサービス提供のための一定のファンドを確保できるということがあります。それから2点目としまして、これは一括で最初に払いますが、その場合には、この負担額というのは企業にとってサックコストになりますので、利用者に対しての転嫁を防ぐことができます。現行のように、100%利用者にスルーするのではなくて、かなりの額を企業、事業者が負担することになりますので、利用者の直接的な負担というものはかなり軽減できるということが期待できます。

それから2.5GHz、地域BWAバンドが持つ政策目的が維持できると思えます。もちろんその周波数帯を有効に活用できるということもありますし、技術中立性を確保できれば、様々な技術が適用可能になり通話だけでなく、ブロードバンドアクセスの提供も非常に容易であるということです。それから現行のユニバーサルサービス制度と併存が可能、というメリットがございます。

ただし、デメリットも当然あるわけで、特に上限ということになると思いますが、負担金の上限、下限を900MHzのときのように、設定する必要があるかもしれません。また、提示された金額によっては、ユニバーサルサービスの維持をするのに十分な額にならないかもしれません。これはもう少し検討が必要で、費用との見合いになります。具体的なユニバーサルサービスの中身が分からないと、この部分は判断できないと思えます。

また、周波数ごとに事業者の義務が異なるわけですけれども、そのことに対してのクレームがあるかもしれませんが、それでもこの周波数が欲しいという人に割当てればいいわけでありまして、大きな問題ではないと考えます。

もう1つの問題は、光ブロードバンドそのものを普及させるようなインセンティブとはなりにくいということです。これは少し問題かもしれません。

それから、条件が厳しすぎると、申請がないという可能性もございます。

最後に14ページですが、実行までの課題として、まだこれは1つの提案でございますから、これが実行可能であるかということの検証が必要と思えます。当然ながら代替案の検討も必要になります。こういった案に対しては、特に、2.5GHz帯を使用したいという全国事業者からの抵抗も当然考えられます。それから、総務省内での調整も必要ですし、法制度上の検討も必要になってきます。そうしたことから、時間がかかるかもしれませんが、1つの方法として、まずは2.5GHzをこういった目的に使うということが合意されれば、現行のユニバ基金への拠出等を前提に周波数の割当て等を行うことが可能になりますので、周波数の割当てについては早急にも実施することも可能であると考えています。以上でございます。

(山内主査) どうもありがとうございました。それでは、事務局からの説明及び三友委員からの説明が終わりましたので、2020年代に向けた条件不利地域における基盤の整備・維持の在り方について御自由にディスカッションをしたいと思えます。ご意見やご発言があればお願いします。

(酒井委員) 三友先生のご提案、非常に興味深く拝見しました。それと直接関係あるかどうか分から

ないのですが、ユニバーサルサービスの場合、どこまでを提供するのか、例えば音声と1Mまでなのか、音声と10Mなのか、音声の中には移動も入るのか、それを決めないといけないだろうと思います。

もう1点、ではこれだけ人口減少の中で、一体、提供するサービスをどの地域まで広げる必要があるのかが大きな問題だと思います。場合によっては、そのうち人がいなくなるまでやる必要があるかどうかという問題がございます。そういったときに、三友先生の案ですと、どこまで提供するかという点は、やはり国で決めるということなのか、それともその地域に任せるといったことなのか。どちらで考えておりますでしょうか。

(三友委員) 現在は、そこまで具体的に検討はしていませんが、おっしゃるとおり、人口の非常に少ない、数人しかいないようなところもあります。ユニバということになると、ニーズがあればそこにも提供する必要があるということにもなると思うのですが、そのときは、なるべく低コストな技術で提供すれば良いと思います。

少し例が異なりますが、2012年3月末で全国が地デジ化したのですが、実はまだ3万世帯位残っているのです。そういった世帯にも最終的にはワンセグで提供する方法がありますので、その意味では、1つの技術だけではなく代替的な技術で、コストとの見合いを考えて、将来の需要動向も考えながら、適材適所の技術を使う形でサービスを提供していくということしかないと、今のところは考えております。

(山内主査) その他は、よろしいですか。

(辻委員) どうもありがとうございました。このユニバーサルサービスの位置づけというのは、前回のユニバーサルサービス委員会で2015年ぐらいまでは過渡期という位置づけになっていました。ドミネイトなブロードバンドの技術、あるいは消費者のニーズが決まっていないので、何かの手を決めて、この技術で、この方式で、あるいはこの基金で実施するということが決められないために、本格的なブロードバンド時代になって、これらが確立するまでの過渡的なものとして位置づけるといったことであつたと思います。ですから、今のところ、どのような技術で、ブロードバンドあるいは携帯が使えないところをカバーするかについて、様々な技術的な対応があるので、その1つとしてBWAの可能性がありますが、他のものといかに組み合わせていくのが難しい問題だと思います。

それからもう1つは、最初に事務局から説明がありましたように、このユニバーサルサービスがカバーするサービスの内容です。例えば単に音声のみを、携帯電話でカバーするというのも1案であり、あるいは高速のブロードバンド、あるいは超高速ということもあるわけです。それはひとえに何に使うかということですから、最初にありましたように、e-ポリティックスや、あるいはe-ガバメント、電子政府等、いろんな行政上の要請として、ユニバーサルサービスをみんなに提供し、自宅から選挙ができる、あるいは税金の納付ができることを行政側が目的とするのでしたら、それを実現するためには、これはもう競争の枠組みを越えた費用負担、例えば税金が必要になると思います。これが大きな論点になっているから、何をどこまでカバーするかを先にある程度決めないと、それでどうするかが決まらないと思います。

それからもう1点大事なのは、携帯電話やブロードバンドは既に市場競争の枠組みでここまで伸展してきたが、まだ条件不利地域が残っているわけです。したがって、これまでの黒電話のように、100%普及させる制度を構築し、そこで高コスト地域を定義して、その費用をどう負担するかという

ことでなく、今まで事業者の方は競争でもそれなりにビジネスが成り立つとして、アンテナを立て、あるいは回線を延ばしているという事実を基礎として、その上で、条件不利地域をどうカバーするかが大事だと思います。ですから、競争的な枠組みはある程度維持して、三友委員がおっしゃったように競争事業者にインセンティブを与える、あるいは補助金を与えるということも考えるべきことかなと思います。

こういう条件を満たして、その中でどのような制度や技術を採用するかというのは決まってくるんですけども、議論をもう少し集約しないと、なかなかすぐには言えないと思います。

(山内主査) ありがとうございます。

(菅谷委員) 今日の事務局からいただいた資料 11-1 で、大切な部分というのは、条件不利地域における基盤の「整備」と「維持」という2つを明確に分けているということだと思います。この資料の 28 ページ目を見ていただきますと、固定電話、携帯電話、固定系ブロードバンドというのがありまして、今、ユニバーサルサービス基金の対象になっているのは固定電話だけですけども、それは 100%整備されているところで、独占時代からの料金体系のゆがみがあって、それで、維持の方だけにお金を使っていて、それ以外の携帯電話、固定系ブロードバンドの整備の方は直接公的資金が導入されているという仕組みだと思います。

これから、新しいユニバも含めた制度を考えていくときに、それでは整備の方にユニバ基金を使っていくのかどうかという考え方があるのと、もう1つ、今、三友先生が話された BWA でもそうですけども、いわゆる足回り回線がある程度高速化してないと、多分 BWA でもスピードが余り出ないのではないかと思います。

特に、10 ページに整備困難離島の典型例とあるような、海底ケーブルを使うような地域ですね。こういった地域の整備をどうするかということで、他に 12 ページ、いわゆる人口減少の状況という資料もありましたけども、これから、そういう条件不利地域に更に人が住み続けるのかどうかというようなことも議論をしないといけない。私が言いたいことは、やはり整備の資金と維持の資金をしっかりと分けて、あとはアクセス回線の整備も頭に入れながら新しい仕組みを考えていくべきではないかということです。

(山内主査) ありがとうございます。

(長田委員) ユニバーサルサービスということで、これから先のことを考えると国としてどういう ICT 基盤で、どういうサービスを国民全体に提供していくのかという課題は当然あると思いますけれども、国民の側からのニーズを考えたときに、やはり特に条件不利地域にお住まいの方々こそ、医療その他防災にしろ何にしろ、ICT を利用したサービスというのが、これからは多分必要になってくるだろうと考えます。

ということで、基本的には、これから先のユニバーサルサービスは、ブロードバンドというのが必要になってくるだろう。その最低ラインの速度が地域によって多少差があっても、やっぱりブロードバンドは必要だろうと考えています。

事務局資料の 11 ページ、携帯の 3 万 9,000 人のエリア外の方々の中で、5,000 人はエリア化要望がない。エリア化の要望がない地域というのは、今後そこにもう人が住み続けないということが想定されている地域かなと私は想像しましたがけれども、それ以外の地域を考えれば、やはりユニバーサルサービスの対象地域として整備が進んでいくべきだろうとは考えています。

ただ、そのためにどれだけのコストがかかるのかが算定できないという現状で、ではどうすればいいというのは、これ以上の議論はなかなか難しいかもしれません。三友先生がおっしゃっていた整備のところで、新しく 2.5GHz 帯を開放するときに、インセンティブを付けて、それを事業者の皆さんに負担してってもらう仕組みというのは、ぜひ検討をして、まず整備を進めながら、菅谷先生がおっしゃったみたいに、その後の維持に大きなコストがかかっていくことも想定されるので、それをどういう形で守っていくのかという、かなりいろんな論点での課題はあるだろうと思いますが、意見としてお伝えします。

(山内主査) どうもありがとうございます。

(三友委員) 1つ補足させていただいてよろしいですか。

(山内主査) どうぞ。

(三友委員) 私が提案申し上げているのは、これは、現時点では整備することではなくて、維持することを目的とした資金の捻出というような方向でありまして、整備すること自体は、従来も、国のお金等でも行われていましたが、維持する方はなかなか国が対応できないので、そのための費用を、この 2.5GHz 帯から、価値を使って出すという、そういうアイデアでございます。

(長田委員) そうすると、そのときに、まとめて基金のような形でボンと渡してもらって、それを維持に使っていくということですか。

(三友委員) そのとおりです。

(長田委員) 分かりました。

(山内主査) 先ほどから、どこの範囲まででどういう形でという議論をすべきだという御意見がありますが、具体的に何についてというのは他にございますか。

(砂田委員) 私も、条件不利地域で暮らしている方々のニーズがどこにあるのかというのは重要な視点だろうと思っています。今後、電子政府のサービスが充実しマイページ等が出てくると、市民と行政とのコミュニケーションがネットワークベースになっていくと思われれます。そうなりますと、ブロードバンドが必須になってきて、ユニバーサルサービスに近いものとして位置づけられるようになるのではないかと考えます。

それで、三友先生が御提案くださいました BWA については、技術的にはあまり理解できていないこともあるのですが、技術中立的に、ブロードバンドを整備していこうということと、もしかしたら事業者インセンティブもそこから出てくるのであれば、それはいい方向なのかなと考えています。

条件不利地域ってどうなっていくのだろうと思ひまして、国土交通省が発表している「国土のグランドデザイン 2050」を見てみました。そうしましたら、1 キロメッシュで見ると 2050 年には 6 割以上の地域で人口が 2010 年時点の半分以下になり、そのうちの 2 割が無居住化すると書いてありました。将来のビジョンとしては「コンパクト」と「ネットワーク」がキーワードだということで、ここでもネットワークや ICT の活用が非常に重要とされています。このような国土がどうなっていくのかという見通しと併せながら、条件不利地域といえども、無居住へ向かっている地域がある一方で、逆に居住や経済活動が続いていく地域があるということを前提に ICT がフルに活用できるようなインフラ整備、特にブロードバンドの整備というのは必要になっていくかなと考えます。以上です。

(山内主査) はい。ありがとうございます。今の最後のお話は、無居住地域が増えていくということ

を前提に考えるべきだということと、それから、それに対応するために、何らかの通信なりブロードバンドなりを整備していくべきという御意見でしょうか。

(砂田委員) その判断については、住んでいる人々のニーズの把握が一番重要ななと思っていて、檜枝岐村のように光ブロードバンドを整備するという選択もあるでしょう。村によっては、そこに居住するだけでなく、経済活動を起こしたいというニーズもあると思います。けれども、全くそういうニーズのないところも、もしかしたらあるかもしれないとも思います。

(山内主査) はい。他にはございますか。

(長田委員) 何度もすみません。先ほど三友先生からお話が出ていた、放送の地デジ対策について、最後に残った部分も来年の3月までには間に合うとも伺っていますが、その地道な対策をしていった地域と、今回のこの未整備地域とが、どのように重なるのかということも、同じ総務省ですので、一度、情報を合わせてみて、その共同受信の設備を打っているところもたくさんあると思いますので、技術的なことは分かりませんが、放送の対策で利用できるものはないのかということも、見ていただけるといいなと思います。

(山内主査) ありがとうございます。これは、詳しい問題ではなく、分かる範囲で何かありますか。御回答ありますか。

(事務局) 現状では、重ね合わせたものを作成しているわけではありませんので、今後勉強したいと思います。

(山内主査) はい、ありがとうございます。

(舟田委員) よろしいですか。

(山内主査) どうぞ。

(舟田委員) 事務局資料の28ページに便利なまとめが出ています。ユニバーサルサービスという言葉、いつ頃から使いだしたか、ちょっと覚えてないのですが、もともとは、これは公益事業ですから、サービス提供義務がある。消費者は、これが欲しいと言えば、それは応じなきゃならない。そういう義務を課した上で公益事業者には特権を与えるというのが昔のスタイルでした。そういう意味では、憲法25条の生存権を背後として、消費者には、最低限の生活のためのツールを享受する権利があるということですね。そういう意味ではユニバーサルサービス制度というのは、消費者の権利の裏返しとして制度を作ったということで、この28ページを読みますと、現在、固定電話がそういう法的な背景を持っているだろうと私は考えます。

多分、今日の議論は、そういう法律論の議論ではなくて、しかしやはりブロードバンドをなるべく皆さんが享受したほうがいいという、いわば政策論として、どれだけ利用が伸びるかということではないかと思います。

三友先生の議論も、落札した事業者が地域住民に対して一定の水準のブロードバンドサービスの提供を義務づけるということになりますと、かなり厳しいことになるので、いわば、どこまでやるか、11ページにいろんなやり方があって、政策対応も細かく書いてありますけれども、多分、比較審査の際に、これぐらいやりますと約束をするのですかね。そういう意味では、冒頭言ったような、何か消費者の権利という次元ではなくて、なるべく推進しましょうということではないかと思いません。

そういう議論としてユニバーサルサービスを考えるなら、従来のユニバーサルサービスとは、い

わば制度的には違う位置づけということを明確にした上でお話をしたほうがいいのではないのでしょうか。

(山内主査) ありがとうございます。三友先生、特にありますか。

(三友委員) おっしゃるとおりだと思います。これはあくまでも、1つの枠組みを提案するものでありまして、従来型の、今、舟田先生が御説明をいただきましたものとは、おっしゃるとおり違うフェーズになっていることは、もちろん認識はしております。

(山内主査) 他に。

(関口委員) 現行のユニバーサルサービス基金は、基礎的電気通信役務として、あまねく提供を要求されて、制度としても認可をして、地域化補填の制度を構築したわけですね。概ね赤字の1割を維持するという形で、この17ページに紹介されているように現行制度が推移してきています。この制度、私は収入費用方式という、その前の制度から関与はしており、色々と手を加えながら、最終利用者転嫁の額が一定程度に抑えられるような工夫はしてきて、赤字額全体の概ね1割程度の補填という形で抑えているわけです。この制度そのものを見ていても、赤字のせいぜい1割しか、維持でも補填できていないというのが現実であります。メタルは毎年1,000億円赤字で、FTTHのほうも20ページのほうの一番右側に収支状況がありますが、ようやく西が水面下からはい上がってきたというタイミングですので、固定系はそれなりにネットワークの維持が大変だとよく分かるわけです。

こういう現状に加えて、私がすごい資料だなと思って拝見したのは、この11ページ目のエリア外集落の居住人口で、集落当たり1人しか住民がいないところがこんなにあるということです。1人、2人がピークになるという現状がある。先ほど砂田委員も国土交通省のコンパクトシティの話を出されました。あれも目の前に来てしまっている話なわけです。現状、基礎的電気通信役務を更にブロードバンドに広げていったときの提供義務を、会社若しくは、転嫁をするかしないかは別にして、誰かがみんなで負担していくこと、あるいは事業者が負担していくことが可能かどうかは、もう少し慎重に考える必要があるだろうと考えております。

その意味では、マイグレーションのところで、現状維持をしながら、どのような技術で、どのような形で、どのようなエリアにユニバ義務を課すかということについて、制度としていじるときに、現行の基礎的電気通信役務の範囲を越えることについては、まだちょっと慎重にすべきかなというのが私の印象です。

(山内主査) ありがとうございます。この件、他にいかがでしょうか。

(酒井委員) 私、今の関口委員の御意見については全く賛成ですが、確かに今のユニバの問題点の1つは、固定電話をユニバにしている、音声をユニバにしているところだと思います。ですから、固定電話という1つの制度の代わりに無線でいいかというところではなく、そういう意味では技術中立性がないということになります。そういったところは当然変えないといけないだろうとは思いますが、そのときにブロードバンドまで含めるかは、その地域を今後どうデザインしていくかということと密接に絡むので、義務的というよりは、国としてどうするかという話と一緒に考えないと妙なことになってしまうのではないかと気をしております。

それからもう1つ、先ほど三友委員が、地デジの方は、徐々にワンセグにしたりして最終的には全部やるのだという話でしたが、その場合、当然ですけど、ワンセグというのは普通よりも明らかに品質が落ちるわけです。だからブロードバンドについても同様に、場所によってはある程度速度

が落ちても仕方がないだろうということで、例えば絶対に1Mで提供しなければいけないということではなく、地域ごとにきめ細かく対応する前提の政策を考えることが必要と思っております。

(山内主査) ありがとうございます。

(辻委員) 今、三友委員が御提案されている、2.5GHzの割当て時に、WTPに応じて、その事業者が拠出してよいと思う金額を提示するという考え方は、今の電波割当ての趣旨とは異なる視点になるわけです。だから、今後新たに周波数割当てがあるときに、今おっしゃっているように、ユニバ的な、地域への普及の配慮みたいな条件を入れるわけです。

前にWiMAXの割当てをやったときに、それを地域でどう使うかということが、ビューティーコンテストの条件になっていて、地域の事業者も、地域で、それをどういうアイデアでサービスを提供しますということが条件となっていました。このようなものを含めて、2.5GHzについては、電波割当てにはオークションをしないわけですから、割当にはいろんな政策的配慮ないし国民的な配慮を1つの条件に入れて、それで事業者のほうに資金を拠出してもらおうというスキームも可能かと思いますが、いかがでしょうか。

(三友委員) 全くおっしゃるとおりで、私が御提案申し上げている制度も、以前、900MHzの割当てのときにあった制度と非常に近いものがあります。あの場合には立ち退きのための費用の上限を定めて申請を受けたわけですが、それプラス技術的なカバレッジといったものの条件も付けながらやったわけです。確か3段階、条件があったと思いますが、そのような形で、電波の価値を適切に国民に還元するような枠組みを作らないといけないのだらうと思います。今、私が御提案していることが、全ての周波数に適用されるとは考えておりませんが、今後の周波数を割り当てるときの政策については、その価値を適切に反映するような枠組みを、オークションに代わる、我が国のハイブリッド的な仕組みを考えていかなければならないと思います。ただ、それはここで議論することかどうかは分かりません。

(山内主査) どうぞ。

(事務局) 事務局から若干補足させていただきます。この審議会と連携して検討するとされております電波政策ビジョン懇談会の事務局を担当しております。

本件に関連いたしまして、本年内に電波の割当てを行う予定の第4世代の移動通信システムの割当てにあたって、私どもの懇談会の議論といたしましては、携帯電話の使えない不感地域対策を各事業者がどこまで実施していく具体的な計画はあるのかということについて審査項目として取り上げて、要するに各社から、今、3,000地域以上残っている地域をどこまで対策していくかという計画を出していただいて審査する。そのことによって事業者がこの計画に真剣に取り組むということ電波割当ての際、1つのインセンティブにしていってどうかということで、中間取りまとめ案に記載しております。

(山内主査) ありがとうございます。そういう形でいろいろやり方があるということですね。大谷さん、いいですか。関連することであれば。じゃあ菅谷さん、どうぞ。

(菅谷委員) 皆さんの御議論を聞いていると、整備までユニバ基金を拡大という動きはあまりなかった気がします。そうすると維持の範囲をどこまで広げるかですが、今、懇談会の御報告もありましたように、推移を見守りつつ、ユニバ基金という制度を使うにしても、余り多くの負担をとというのは難しいと思います。ですから、28ページにある、国が制度により保障するというのと、国が補助

するという2つの方法があって、三友先生の方法というのは、このハイブリッド的な考え方なのでしょうか。

(三友委員) そうですね。どういう形で実際に提供するかというのは、決めているわけではなくて、基金に支出するという考え方もあるし、自らがやるということもあり得るので、まさに両方あり得るというのが現状だと思います。

(山内主査) よろしいですか。

(菅谷委員) 議論の方向性としては、そういうことだと思いました。

(山内主査) ありがとうございます。すみません。大谷さん。

(大谷委員) ありがとうございます。三友先生の提案、非常に素晴らしいなと思って伺っておりました。実際に、電波政策ビジョン懇談会で検討している方向性ともほぼ同じ。ただ、それよりもかなり踏み込んだところがあります。私なりに考えながら聞いていたのですけれども、11ページの集落別の人数の表などを見ていると、情報通信単体の問題ではないなと強く感じます。医療であったり教育であったり、交通、それから防災、産業全般に、そこに暮らす方々の生活そのものについて今後どうしていくのかという問題の1つの中に、情報通信という項目もあるということです。そうしますと、やはり不感地域の解消について、通信事業者の経営努力だけで解決できるレベルを超えている部分が相当数あるというのが実感です。

私の個人的な話で恐縮ですが、週末ごとに帰る場所などは、電波は最近来ようになっているのですけれども、非常に過疎化が進んでいて、例えば病院に行くのにも近くに公共の交通機関がないのです。地方自治体やその集落自身の自助努力がとても重要なものだと思っていますので、情報通信だけの問題ではないという観点は見失わずに持つておく必要があるなと思っています。現行の国の補助金の問題点というのは、維持の段階でなかなか発揮されていないという問題点はありますけれども、国の補助金が途切れずに今後も続くような仕組みというのは引き続き考えていかなければいけないと思いますし、現行のライフラインとしての電話は、1人でも居住されている方がいる限りは、何としてでも現行のユニバーサル基金で支えるという仕組みも、できるだけ持続する方向で検討していかなければいけないと思います。新しい事業者の自助努力を促進したり、インセンティブを高めたりする仕組みというものも導入しつつ、従来の仕組みというものも、できるだけ長く存続させるための工夫を続けていく必要があると思います。以上です。

(山内主査) ありがとうございます。

(舟田委員) 少し感覚的な話になるのですけれども、先ほどのやり取りで、私はユニバ基金とは切り離して、今後の政策的な拡張を考えればいいのではないかと考えています。事務局資料の30ページに諸外国の比較があります。特にアメリカは、選挙対策もあって、日本とは、多分2桁ぐらい上の膨大なユニバ基金を作っていると思います。そういうこともあって、低所得者、医療機関、学校、図書館、支援に係るサービス、何でも詰め込むことが可能になりました。こういうシステムはうまくいっているのかな。いわばハイブリッドシステムと言いますか、義務的なミニマム保障と、こういうブロードバンドを含めた点的な保障の双方を入れているわけですが、少なくとも、日本のユニバ基金を作るのを一生懸命、当時私は横で見ていたのですが、ものすごく苦勞してカチッと作ってしまったものですから、この基金に組み込むというのは非常に難しいような気が個人的にはしています。



それから同じ事務局資料の10ページ、確かに、離島は左側のこういうのが典型ですよ。そうしますと、少なくとも3.5Gは利用可になっているからいいでしょうけれども、そうでない場合は、従来、ユニバ基金ではなくて、補助でIRUをやってきたわけですが、それも限界があるとすれば、少なくともこの役場まで光ファイバーを引いて、あとは無線でどこまでできるかということを考えるしかないのではないかと思います。そういう意味では面的に全部カバーするのではなくて、役場とか、病院、診療所などの拠点までは光ファイバーを引く。あとは無線でどれだけカバーするかというようなことを考えるのかなと思います。

そういう意味では、BWAというのは非常にいい発想だと思いますけれども、国の補助でやる場合と、三友先生の言うような、事業者からの拠出金による場合と、両方あり得るのかなという気がしています。

3つ目に、その場合は、しかしせつかく役場なり、診療所まで光ファイバーを整備するとすれば、まさにそこに利用が伴わなければならないわけで、例えば5ページに、ICTの役割、医療、介護、健康、教育、地域活性化、防災とありますけれども、村役場まで光ファイバーが通っているとすれば、それをうまく使うということでない、やはり補助なり三友案の事業者拠出制度というのは生きないので、そういう利活用も合わせてでないといけないと思います。それはもちろん、整備と維持ということであれば維持なのでしょうけれども、整備・維持に利用が伴わないと、やはり説得性がないだろうという気がいたします。

最初のヒアリングで、確か地域のIRUで整備はできるが、その後が困るという話が出ていたと思いますけれども、それも含めて考えなければいけないなという気がいたします。以上です。

(山内主査) はい。その他、この問題で。

(三友委員) 今の舟田先生の御意見、御発言の関連ですけれども、私も実は離島も含め、いろんな条件不利地域に実際に行って見てまいりましたが、まさに今、舟田先生がおっしゃった話のとおりでした。ブロードバンド整備率100%に向けて様々な施策が打たれて、補助金によってネットワークができました。実際にそのネットワークを必要としている地域もあります。例えば1つの例として、鹿児島県の十島村です。トカラ列島ですけれども、お医者さんがいませんので、各島にいる看護師さんがその患者さんを診に行き、状況に応じて写真を先生に送ったりして判断を仰いだりしています。当初は非常に遅い携帯電話で写真を撮って、非常に不鮮明な画像を送ったのですが、これを何とかしなければいけないということでブロードバンドを作りました。それが実際に活用されているわけですが、公設公営で、ものすごい赤字です。公設民営になれないのです。IRUが適用できる地域はまだいいかもしれないのですけれども、公設公営でやっていますから全部公が負担しないといけない。地域の村の財政負担というのは非常に大きいのです。作ることはできても維持することが非常に難しいということが特に条件不利地域の中にはあるので、それに対して何らかの形で、ブロードバンド環境を維持する枠組みを、提供してあげなければいけないかなという思いがあります。

(山内主査) ありがとうございます。他にこの件について。どうもありがとうございました。いろいろと御意見いただきました、例えば26ページに事務局の論点がありますけれども、ブロードバンドの範囲をこれからどうするかということについて、整備と考えるか。でも、お話を伺っていると、積極的にこれをユニバーサルサービスに拡大するという意見はあまり強くなかったようです。ただ、今おっしゃったように、これからの人口動態、それから社会的な状況に応じて、必要なところにい

かにそれを普及させ、また、それを運営・維持させていくかについて、これから我々は腐心しなければいけない、こういう意見が強かったのではないかと思います。

また全体の論点として、議論していただきたいことはあると思いますので、本日のところはこれぐらいにいたしまして、2番目のほうの議題に移りたいと思います。2番目の議題ですけれども、訪日外国人にとって使いやすい ICT 利用環境の実現ということで、総務省の別のところで御議論があったと伺っておりますけれども、こちらにつきましても、事務局から御説明お願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

(事務局) それでは説明させていただきます。資料 11-3 を御覧ください。まず 1 ページ、検討の全体像でございますけれども、本委員会での検討項目の、「訪日外国人にとっても利用しやすい ICT 基盤の実現」ということの検討でございます。

2 ページを御覧ください。この委員会での具体的な論点については、2020 年代に向けた課題として、オリンピック・パラリンピック東京大会の開催や、グローバル化の一層の進展を踏まえまして、訪日外国人にとっても利用しやすい ICT 基盤の実現が必要ということで、具体的な論点としては、無料公衆無線 LAN の利用環境整備の在り方、あとは、訪日外国人による海外端末の持ち込みに対応した MVNO による SIM の提供の促進等についてどう考えるか、といった論点になっていたかと思います。これに関しまして、本論点について、4月に上川総務副大臣のもとに省内でプロジェクトチームを設置いたしまして、訪日外国人の ICT 利用環境整備に向けた取組について検討してきたところでございます。

これにつきまして、先月 6 月に総務省においてアクションプランとして「SAQ<sup>2</sup> JAPAN Project」というものを取りまとめて公表させていただいたところでございますので、その内容について簡単に御報告させていただきます。

資料の 11-4 を御覧ください。「SAQ<sup>2</sup> JAPAN Project」というものでございます。こちら、この「SAQ<sup>2</sup>」という意味なのでございますけれども、下に書いてございますように、選べる (Selectable)、使いやすい (Accessible)、高品質な (Quality)、そういったものが「サクサク」つながる ICT 利用環境を訪日外国人に、ということで使わせていただいたタイトルでございます。

では 1 ページを御覧ください。まず検討の基本的な考え方でございます。これは、ICT は訪日外国人と日本の魅力との架け橋であるということで、訪日外国人に対しまして、先進的な ICT 利用環境を整備することで、日本の多様な魅力への出会い、あとは、日本滞在の感動体験というのをサポートしていく、そしてそのことが、訪日外国人の更なる増加と、我が国の新たな発展に寄与するというのを基本的な考えとしております。

そしてその際に念頭に置く点としまして 3 点挙げさせていただいております。1 つは、「おもてなし」は渡航前から始まっているということで、渡航前の期待感が高まっているときからアプローチをすることが重要ということ。2 つ目は訪日外国人の一人ひとりのニーズに合ったオーダーメイド的 ICT 利用環境を実現することが重要ということ。こちらにつきましては、訪日外国人のバックグラウンドというのは非常に多様であり、個々のユーザーの視点で、自らのニーズに最も合ったものを選択できることというのが満足感を非常に高めるといった点を認識するというところでございます。3 点目は、使ったことがある人も使ったことがない人も、全員が世界最高水準の ICT 利用環境に触れられるようにするというところでございます。これは、既に使ったことがある外国人の方には、よ

り快適な質の高い我が国の利用環境を提供しまして、また、使ったことがない方には、我が国の先進的な ICT に触れてもらうといったことを念頭に置こうということでございます。

そして、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えますと、可能なものからスピード感を持って実行することが非常に重要ということで、また、この件、総務省だけでできるものでもございませんので、関係省庁、機関、団体、事業者等と幅広く連携して、必要な取組の推進を加速するというのが基本的な考え方でございます。

2 ページ目を御覧ください。具体的な目標でございます。1 つが、目指すのは、訪日外国人が「選べて」「使いやすく」「日本の魅力が伝わる高品質な」ICT 利用環境の実現でございます。具体的に「選べる」といいますのは、無料 Wi-Fi や、国内発行 SIM、レンタル携帯電話、国際ローミング等、複数の通信手段をリーズナブルに利用できるようにすることでございます。また、「使いやすい」とは、訪日外国人というのは、非常に限られた滞在時間の中で、個々のニーズに合った地域を訪問します。従いまして、空港とか駅とか、公共交通機関、宿泊施設、観光地といった、訪日外国人の動線を念頭に置いて、豊かな時間を過ごしてもらえよう、いつでも、どこでも、簡単に安心して ICT を利用できるようにすることでございます。3 つ目の「高品質な」というのは、我が国の先進的な ICT を活用して、日本語の壁を取り払ったり、ニーズに合った情報と新しい発見との出会いの機会を作るということで、日本の魅力を余すことなく訪日外国人に伝えて、感動を呼び起こすようにすることでございます。

2 つ目の目標としまして、こうした ICT 利用環境の提供というのを、訪日外国人へのおもてなしにとどめるというだけでなく、我が国の ICT のショーケースとしまして、将来的な海外展開や海外貢献にもつなげられたらといったところでございます。こうした目標を持って取り組むということでございます。

3 ページ目を御覧ください。具体的な取組内容に先立ちまして、訪日外国人に対してニーズ調査というのを行いました。左上でございますが、滞在中に使用した端末はスマートフォンが圧倒的なのですけれども、実はそれ以外にも、パソコンとかタブレット端末、あるいはポータブルゲーム機なんかを使われる方もいらっしゃるということが分かりました。

右上でございます。実際に日本訪問時に利用したい、あるいは利用したかった通信手段は何かと聞いたところ、国際ローミングと無料 Wi-Fi、プリペイド SIM が圧倒的に多かったという結果になりました。

左下でございます。この半年以内に日本を訪れて、無料公衆 Wi-Fi に満足できなかった方はどれぐらいいるかということ調査したところ、全体の 63%、3 分の 2 の方は満足したとお答えになりました。残り 3 分の 1 の中でも大多数の方は、十分ではないけれども特段大きな問題はなかったと答えられていまして、満足できなかったという方は 3.7% しかいなかったという結果になりました。

他方、国籍別で見ますと、中国、台湾、韓国が日本を訪れる外国人トップ 3 でございます。この 3 か国については、それ以外の国と比べて満足度が不十分だということもありますので、やはり更に、今後とも更なる満足度の向上を目指すということが重要だということかと思えます。

最後、右下でございますけれども、こちらは訪日外国人の構成比でございます。これを見ますと、大体 10 言語程度の多言語化対応をしますと、訪日外国人の 90% 以上をカバーできると、こういったことが分かりました。

以上を踏まえまして4ページを御覧ください。重点的に取り組むべき事項として4つを挙げさせていただきます。1つ目が無料 Wi-Fi の整備促進と利用円滑化。2つ目が国内発行 SIM への差し替え等によるスマートフォン・携帯電話利用の円滑化。3つ目が国際ローミング料金の低廉化。4つ目が「言葉の壁」をなくす「グローバルコミュニケーション計画」の推進ということでございます。

では5ページ目を御覧ください。それぞれの具体的な施策でございます。まず無料 Wi-Fi でございます。こちら課題としましては、訪日外国人には無料 Wi-Fi 環境への強いニーズがあるということでございます。そして、我が国の無料 Wi-Fi 環境というのは非常に大きく改善しております。しかしながら、地方を含めまして、訪日外国人の導線を意識して更なる整備促進というのが必要ではないか。そして利用に際して手続の煩雑さというのも一つ課題になっていると。4点目としまして、海外から持ち込まれます、我が国の技術基準を満たすことをあらかじめ確認していない Wi-Fi 端末については、その扱いについて整理が必要ということでございます。

以上の課題を踏まえまして、取組事項を5点にまとめさせていただきます。1つ目が、関係省庁、事業者、エリアオーナー等から成る協議会というのを、今年夏を目途に作りまして、その中で訪日外国人の導線上の整備促進ですとか、利用開始手続の簡素化・一元化に向けた方策の検討とか、あるいは海外向けの周知・広報の推進、こういったことを進めるということでございます。

2点目は、観光情報みたいなものをオープンデータ化したりクラウド化したりしつつ、それを無料 Wi-Fi 等で得られるようにするための環境整備。あとはアプリケーションの開発なんかを促進しましょうと。これは本年度中に実施する予定でございます。

3つ目が地方自治体への整備支援や、あとは普及状況を紹介するウェブサイトの設置ということで、このウェブサイトの設置については既に設置済みでございます。

4つ目が、災害時における有料 Wi-Fi の無料開放の促進ということで、こちらについても速やかに着手となっておりますが、着手済みということでございます。

最後は、一時的に国内に持ち込まれた、我が国の技術基準を満たすことをあらかじめ確認していない Wi-Fi 機器の利用について整理ということで、電波政策ビジョン懇談会での検討を踏まえまして、所要の制度整備を検討してまいります。これは平成26年度中に検討するというところでございます。

続きまして6ページ目を御覧ください。国内発行 SIM の課題ですが、国内発行 SIM の利用というのは非常に訪日外国人にとっては有力な選択肢ではあるものの、やはり現状ではまだ空港の売店や自動販売機といった場所での販売が、諸外国と比較して限定的だということがございます。また、外国人にとって、MVNO 等の販売する SIM を利用する際の障害の1つとなっているのが初期設定手順の煩雑さでございます。そして海外から持ち込まれる端末につきまして、我が国の技術基準を満たすことをあらかじめ確認していないものの利用について整理をするということで、先ほどの無料 Wi-Fi と同様の課題でございます。

こうした課題に対しまして取組事項として3点にまとめさせていただきます。1点目が、MVNO 等の販売する SIM の利用開始手続の改善等、訪日外国人が迅速・容易に国内発行 SIM を利用できる環境を整備するというところでございまして、こちらはまさに MVNO の参入促進という、本委員会での検討と大きく被るところでもございますので、それを意識しまして、平成26年中に検討・結論

ということにしております。

2点目は、パスポートによる本人確認等、訪日外国人が SIM を円滑に利用できるようにするための方策の周知ということでございます。実はパスポートによる本人確認が可能であるということが必ずしも全ての事業者によって正しく認識されているわけではないという指摘もございましたので、そういったことをしっかりまとめて電気通信事業者等に周知するというところでございます。これも本年度中に実施いたします。

最後の3点目は先ほどと同様でございます。

7ページ目、御覧ください。国際ローミングについてでございます。国際ローミングというのは、最も手軽に我が国の通信インフラを利用する方法の1つでありまして、利用ニーズは非常に高いものでございます。ただ、その料金が高止まりしているということでございます。実は OECD、ITU といった多国間の枠組みでも、国際ローミング料金が非常に高く、何らか低廉化の取組が必要だという認識は共有しております。しかしながら具体的な取組は進んでいないということでございます。

じゃあ実際どういう取組をするかという点についてなんですが、当然全て取り組むということでもあろうかと思えますけれども、通話については Skype や LINE 等の普及により一定程度代替が進んでおります。従いまして、まずはデータローミングに焦点を当てつつ、料金の低廉化の取組を進めることが必要ではないかということが課題となっております。

これに対する取組としましては、日本国内のみで解決する問題ではなくて、やはり相手国があるということもありますので、若干地道ではありますが、二国間協議を進めて、データローミング低廉化に向けた問題というのを少しでも解決していきたいということで、これは速やかに着手と書いてありますけれども、既に着手済みでございます。

併せて、そのローミングに関する二国間協議の結果を実効あるものにするために、必要に応じて、制度的な担保措置というものも検討していこうということで、二国間協議の進展に応じて整備するとさせていただいております。

では8ページ、最後のページでございますけれども、グローバルコミュニケーション計画の推進でございます。課題としましては、日本語というのは、やはり比較的外国人にとっては習得が難しい言語でございます。他方、日本で生活する上で必要となる情報の多くというのは外国語で提供されていないということがございます。従いまして、こうした困難を解決する1つとしまして、多言語音声翻訳システムを最大限に活用するということが重要なのではないかとこのことを課題として認識しています。これを解決するために、2つ、取り組もうと考えています。

1つが、多言語音声翻訳システムの翻訳精度の向上とか、対応言語数拡大に向けた研究開発の推進でございます。もう1つが、産官学の連携による、様々な利用シーンに応じたアプリケーションの開発や、社会実証の実施ということでございまして、この点については本年中に推進体制というのを整備しつつ、東京オリンピック・パラリンピック開催までに社会実装するというようなスケジュール感で取り組んでいきたいと考えているところでございます。私からの説明は以上でございます。

(山内主査) どうもありがとうございました。訪日外国人にとっても使いやすい ICT 利用環境の促進、これは報告をいただいたという位置づけで、御質問や、場合によって御意見があれば、お願いします。いかがでしょうか。

(辻委員) 私自身の実感として、日本の中で Wi-Fi をきちんとつなげられたことがないので、外国人だけではなく、Wi-Fi の問題は日本人にもうまくやっていただきたい取組だと思えます。無料のところでも、パスワードを入れるようなものと全然うまくいかない。

もう1つ、ここに書いていない視点ですが、外国人が使いやすいやり方として、海外のMVNOが日本でもサービスを提供する、すなわち海外で営業しているMVNOが日本でもサービス提供すると、SIMを替えなくてもそのまま端末が使えるというメリットがあります。これは、2年か3年ほど前に、国際MVNOの日本でのサービス提供を認めるか認めないかというのが、審議会の議論でありました。海外のMVNOは、ヒット&ラン型で、収益を急速に伸ばしたあと会社を潰して儲けるという事例がしばしばある。日本の場合は、一旦MVNOを認可してしまうと、次から別のものも自動的に認可になり拒否条項がないので、こういう事業者が日本に入ってきたときに拒否できずに問題となります。諸外国は拒否条項があり、そのような悪名高い事業者が来たら拒否できます。このような国際間の不平等があり、これは何年か前の審議会でもよく議論になったところなので、もし、チェックできるのであればしていただくと大変ありがたいと思えます。

(事務局) 国際MVNOについては、今回は念頭に置いていませんが、論点としては有り得ると思えます。

ただ、実際に制度整備するにあたっては、日本の事業者が外国の事業者に対して不当に不利になるということがないよう、十分留意してやっていきたいと思えます。

(山内主査) どうぞ、三友委員。

(三友委員) Wi-Fi について、最近非常に驚いたのですが、都営バスの路線バスの中で無料Wi-Fiが使えるようになってきました。Wi-Fi を使うためにずっとバスに乗っている人も出てくるかなと思ったのですが、移動中に何か調べたいということは非常にニーズとして多いと思うので、交通機関の中でWi-Fiが使えるかどうかはとても重要だと思います。

実際に交通機関で、Wi-Fi 対応がどう進んでいるのか、あるいはどういう予定があるのか、もし可能であれば、教えていただければと思います。

(山内主査) これ、いかがですか。

(事務局) それでは、資料をまとめて次回提出させていただきます。

(山内主査) 地下鉄もそうですし、駅も随分Wi-Fi 使えるようになりました。他にいかがでしょうか。

(舟田委員) ローミングは、古くて新しい問題ですけども、7ページのところに図がありまして、右下に精算の流れがあります。以前問題になっていたのは、利用者が左にいて、右側に日本の通信事業者がいますけれども、日本の事業者が精算料金をアメリカのキャリアに請求したとします。問題はその精算料金が高すぎるということです。これはいわば着信独占だから自分で自由に換えられる、設定できるということです。昔から高いと言われていますが、キャリアにはあまりそれを下げるインセンティブがないものですから、何で値下げしないとならないのか、という考え方のために高い。昔はアメリカ発のトラヒックが多かったため、アメリカが各国に対して、この精算料金を安くしろと言ってきたわけで、私はむしろ、中国なり韓国に対して、こういう交渉をすべきと思えます。本来はキャリア間でやるので、国がどれだけ関与するか分かりませんが、昔、アメリカは国が一生命やっていました。ぜひ、特にデータローミング料金等であれば、状況がだいぶ違ってきていて低廉化するのも十分可能だと思いますし、政府及びキャリアともに、この点は安くするように、ぜひお願いしたいところです。私もローミング料金が怖くてなかなか電話で長く話せないですよ。

(山内主査) 皆さん、多分同じ経験をしていると思います。よろしいですか。

(事務局) その点について、おっしゃるとおりだと思います。国が関与するという趣旨ですが、基本的には事業者間で協定を結ぶものであり、国がこの料金にしろと言って設定させるものではないと認識しているのですけれども、日本政府が日本の事業者に対して、しっかりと下げてくださいとお願いしても、相手国がそれを全く無視するようであれば、交渉は成り立ちません。やはり国同士で、お互いちゃんとやりましょうよということを合意しないと、事業者間協定を結ぶ際に大きな弊害になるのではないかと思います。そういう意味で二国間協議と書かせていただいたものでございます。

(山内主査) 着手済みという御説明ですが。

(事務局) 現時点において幾つか国際ローミングの低廉化を積極的に進めてきた国がございますので、それらの国と何ができるかということについて、協議を始めているところでございます。

(山内主査) その他には。

(菅谷委員) 今日の資料4ですと、内容的には携帯電話が多くて、すぐできることということで書かれているわけですが、例えば4番の、グローバルコミュニケーション計画の推進とありますけれども、2020年というのをターゲットに置くと、例えばウェアラブルコンピュータもありますし、大都会はデジタルサイネージなどもかなり多く取り付けられているので、そういうものも何か役立っているのではないのかなと思いました。そういった対応はいかがでしょうか。

(事務局) ありがとうございます。検討した時点では、そこまで広く検討しているものではないのですけれども、今後これを仮に見直す場合には、その視点を踏まえることも考えられると思います。

(山内主査) 訪日外国人向けの多言語表示というのをまとめたのですけれども、看板を付け替えるのは非常にお金がかかる。デジタルサイネージですぐ対応できると非常に有効な手段かもしれないですね。ですから、そういうところに、何かあったら入れておいていただきたい。

(三友委員) 先ほど、乗り物の中でのお話を申し上げましたけども、日本は乗り物の中では、携帯電話で話してはいけないというのがマナーとして定着していますよね。ところがそれが一般的な外国ではほとんどないと思うのです。逆に日本では歩きながらスマホを操作することが今許されていますけども、それが海外では懲罰の対象になったりするところもあります。マナーの点でコンフリクトが起こる可能性というのは当然出てくると思うのですよね。

それと同時に、今、障害を持たれている方のために一部の席のところでは携帯電話を切りましょうというようなことも実際存在しているわけで、そういう、技術以外の対策みたいなものがどう検討されているかということも一緒に教えていただけると助かります。

(事務局) その点について、私はあまりまだ承知はしておりません。ただ、先ほどの繰り返しになりますが、今後これをフォローアップするなどの段階で、そういった新しい課題について、もし検討するということになりましたら、視野に入れて検討するというところでございます。

(山内主査) どうぞ。

(事務局) 若干補足させていただきます。もともと電車の中での携帯電話につきましては、ペースメーカーなどへの誤動作を防止するという観点から、従来は22センチ以上離すように、という広報指針は私どもも作っておりましたので、これを担保するために、優先席の近くでは電源をお切りくださいという形で、鉄道の関係団体などにも周知をし、各社がお客様に御案内されてきました。

最近では、携帯電話の世代が第3世代になりましたので、出力が下がって、距離も15センチまで縮めて良いということになりました。それに伴いまして、電源をお切りくださいという文言は私どもの指針からも削除いたしまして、表現を実態に合う形に直して、これを国交省や民鉄協、JR各社にも周知をし、お客様への御案内も少しずつ変わってきたところでございます。一部、関西の私鉄におきましては、この車両では携帯を使っていいですという車両を作っているような例もございますので、今後、観光客の誘致、増大ということを考えますと、そういった取組も、一層前向きにやっていく必要があると思います。私どももICTという観点で、技術的にどこまでが可能かということは、技術の変わり目みたいなタイミングを捉えまして、引き続き各社に広く周知していきたいと考えております。

(山内主査) ありがとうございます。関西なら一部大丈夫のようですね。その他にいかがですか。

(平野委員) 国際ローミングについて、直接このこととは関係ないのですが、私が最近利用したときに、知らない間に国際ローミングをしていたということがありました。と言うのは、ちょっと不幸がありまして、連絡を取らないといけない親戚がおり、電話やメールをしてもなかなかつながらなかったのですが、電話がつながったらイギリスにいたということでした。そういうときでも表示が全くなく、本当に普通に会話ができてしまいます。何回か電話して、まだ請求が来ていないので、分からないのですけれども、国際ローミングかなと思いつつながらヒヤヒヤしています。そういうことは多々あるので、そういう場合は、技術的に何かできるのでしょうか。すみません、個人的なことです。

(山内主査) これはいかがですか。何か御答弁あれば。

(辻委員) 海外にいる場合は、日本から電話がかかって来たら、必ず+81という番号が表示されるから、日本からの電話だと分かります。日本にいるときに外国からかかって来た場合は分かりません。海外に行っている場合には、海外にいる人が料金を全部払うことになりますが、着信した番号に+81が付いているか付いてないかで判定できます。

(平野委員) 急いで電話すると表示を見ていませんから。

(山内主査) どうぞ。

(事務局) 確認して別途御報告させていただくことにいたします。

(山内主査) ありがとうございます。他にいかがでしょうか。それではよろしいですかね。この議題につきましては御報告ということで、協議もいろいろありますので、御参考にしていただければ。それでは議論はこれで終了させていただきますが、事務局から次回の日程について御説明をお願いいたします。

(事務局) 事務局でございます。次回の基本政策委員会の日程ですが、決定次第、別途御連絡させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(山内主査) ありがとうございます。それでは、本日の議論はこれで閉会とさせていただきます。どうも御協力ありがとうございました。

以上